

飼い犬の登録及び 狂犬病予防注射について

犬の飼い主には、狂犬病予防法に基づき以下のことが義務付けられています。

- ☆1頭ごとに生涯1回の登録をすること
- ☆1年に1回の狂犬病予防注射を受けさせること
- ☆犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること

1. 登録について

- ・犬を飼い始めた日から、30日以内に登録をしなければなりません。
(子犬の場合は、生後90日を経過した日から30日以内)
- ・飼い犬1頭ごとに登録が必要です。

【登録申請手数料:3,000円】
【鑑札再交付手数料:1,600円】

2. 狂犬病予防注射について

- ・**毎年1回**狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。
- ・接種時期は4月から6月です。

【注射済票交付手数料:550円】
【注射済票再交付手数料:340円】

- ☆注射を受けることができる場所
- ・毎年4月に行っている市内各会場での集合注射
- ・動物病院

※すでに富山市で登録済みの方は、予防注射を受けるときには、保健所が送付した**予防注射案内ハガキ**を必ず持参してください。

※動物病院で注射済票が交付されない場合は、獣医師が発行した**狂犬病予防注射済証明書**を必ず窓口へ持参し、注射済票の交付手続きを行ってください。

【お問い合わせ】

保健所生活衛生課 監視係 TEL:076-428-1154